

多治見市火災予防査察規程（案）

多治見市火災予防査察規程（平成16年消防本部訓令甲第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）に基づく査察の執行体制及び管理体制について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 査察 消防対象物の火災予防のため法第4条及び第16条の5の規定により立入検査を行い、当該対象物の不備欠陥事項等について必要な措置を講じ、火災危険の排除をさせることをいう。
- （2） 査察対象物 査察を行う必要のある消防対象物をいう。
- （3） 査察員 査察に従事する消防職員をいう。
- （4） 違反処理 警告、命令、認定の取消し、許可の取消し、告発、過料事件の通知、代執行及び略式代執行によって違反の是正を図るための措置をいう。
- （5） 資料 査察対象物の実態を把握するための文書図画のうち、既に作成又は法令により作成が義務付けされているものをいう。
- （6） 危険物施設等 法第10条第1項に規定する危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。

（査察対象物の区分）

第3条 査察対象物の区分は、別表第1に掲げるとおりとする。

（査察の執行区分）

第4条 査察対象物に対する査察は、特1種査察対象物については予防警防課が、特1種査察対象物以外の査察対象物については当該査察対象物を所轄する消防署が行うものとする。

2 消防長は、必要があると認めるときは、前項の査察の支援を行うものとする。

(査察員の指定)

第5条 予防警防課長又は消防署長（以下「署長等」という。）は、査察対象物の状況、違反内容等に応じ、査察に従事すべき職員を、あらかじめ査察員として指定するものとする。

(査察員の派遣)

第6条 消防署長は、必要があると認めるときは、消防長に予防警防課所属の査察員（以下「本部査察員」という。）の派遣を要請することができる。

2 消防長は、前項の要請があり、必要があると認めるときは、本部査察員を派遣するものとする。

(執行方針及び計画)

第7条 消防長は、査察を適正かつ効果的に実施するための方針（以下「執行方針」という。）を定めるものとする。

2 署長等は、前項の執行方針に基づき、立入検査実施計画を策定し、消防長に報告するものとする。

(執行状況の報告)

第8条 署長等は、査察の執行状況について、定期的に消防長に報告するものとする。

2 消防長は、特に必要があると認めるときは、署長等に査察の執行状況について報告を求め、又は査察に関し必要な指示をするものとする。

(査察執行管理会議)

第9条 査察の執行状況を管理し、執行方針の立案及び査察の執行体制の見直しを行うため、査察執行管理会議を設置する。

2 査察執行管理会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 査察の執行状況に関すること。
- (2) 執行方針の立案に関すること。
- (3) 査察の執行体制の見直しに関すること。
- (4) 違反対象物への是正指導の停滞の解消に関すること。
- (5) 違反処理への移行に関すること。
- (6) 違反処理の留保に関すること。

(7) その他消防長が必要と認めること。

3 査察執行管理会議の構成員は、消防長、消防総務課長、予防警防課長、通信指令課長、南消防署長、北消防署長及び笠原消防署長とする。

4 査察執行管理会議の庶務は、予防警防課が行う。

(査察の結果の通知)

第10条 査察員は、査察を実施した場合において、査察対象物の所有者、管理者又は占有者（以下「関係者」という。）に対し、立入検査結果通知書（別記様式第1号）を交付し、その写しにより署長等に査察の結果を報告しなければならない。

2 署長等は、査察により判明した法令違反又は火災予防のために必要な措置（以下「指摘事項」という。）について、その改善状況の進捗管理を図るものとする。

(改修（計画）報告書の提出)

第11条 署長等は、査察対象物に指摘事項があることを確認したときは、提出期限を定めて、関係者に改修（計画）報告書（別記様式第2号）の提出を求めるものとする。ただし、口頭による是正指導により、直ちに法令違反が是正され、又は火災危険等が排除された場合は、この限りでない。

2 改修（計画）報告書の提出期限は、関係者に立入検査結果通知書を交付した日の翌日から起算して30日を経過した日とする。ただし、火災予防上必要であると認める場合は、提出期限を短縮することができるものとする。

3 改修（計画）報告書にある改善履行期限は、改修（計画）報告書が提出された日の翌日から起算し180日を経過した日とする。ただし、火災予防上必要であると認める場合は、改善履行期限を短縮することができるものとする。

4 提出された改修（計画）報告書は、是正内容が法令基準に沿った適切なものかを確認し、内容に具体性がない場合や不明な点がある場合、法令違反の是正又は火災危険等の排除を行う期限が適切でない場合にあっては、報告内容の修正又は再提出を指導するものとする。

(違反処理への移行)

第12条 署長等は、次に掲げる場合には、多治見市消防本部違反処理規程（平成15年消防本部訓令甲第1号）に定めるところにより違反処理を行うものとする。ただし、違反処理を一定期間留保すべき特段の事情があると認める場合であって、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況から判断して、直ちに違反処理を行わなくとも、当該期間において、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときは、この限りではない。

(1) 前条第2項に規定する提出期限を過ぎても同条の報告書が提出されない場合

(2) 前条の規定により提出された報告書の内容に不備があり、かつ、期限を定めて当該報告書の是正を指導したにもかかわらず、当該期限を過ぎても当該報告書の提出を求められた者がこれに応じない場合

(3) 前条の規定により提出された報告書に記載された履行期限までに法令違反の是正又は火災危険等の排除が完了していないと認められる場合

(4) 法令違反の事実又は火災危険等があることが明白で、かつ、直ちに違反処理の措置を行う必要があると認める場合

2 署長等は、前項の規定により違反処理に移行するときは、違反処理移行報告書（別記様式第3号）により、消防長に報告するものとする。

(資料の提出)

第13条 消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）は、火災予防の観点から必要があるときは、関係者に対して、任意の資料提出を求めるものとする。

2 消防長等は、関係者が前項の求めに応じない場合は、法第4条第1項の規定により関係者に対し、資料提出命令書（別記様式第4号）を交付し、必要な資料（以下単に「資料」という。）の提出を命ずるものとする。

3 消防長等は、前項の規定により資料提出命令書を交付した関係者から資料の提出をさせるときは、資料提出書（別記様式第5号）に資料を添えて提出させるものとする。

- 4 消防長等は、第1項の規定により資料の提出を求めた場合及び第2項の規定により資料を提出させた場合において、関係者が当該資料の所有権を放棄したときは、関係者に資料受領書（別記様式第6号）を、関係者から資料の返還の要求があったときは、関係者に資料保管書（別記様式第7号）を交付しなければならない。ただし、第1項の規定により資料の提出を求めた場合で、特に必要がないと認められるときは、この限りでない。
- 5 資料保管書を交付した資料について、保管の必要がなくなったときは、資料保管書と引き換えに、関係者に当該資料を返還するものとする。

（報告の徴収）

第14条 消防長等は、法第4条第1項の規定により、前条第1項及び第2項の規定により提出のあった資料以外のもので必要と認める事項については、関係者に任意の報告を求めるものとする。

- 2 消防長等は、関係者が前項の求めに応じない場合は、法第4条第1項の規定により関係者に報告徴収書（別記様式第8号）を交付し、必要な報告をさせるものとする。

（実施細則）

第15条 この規程の施行について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	範囲
特1種査察対象物	法第8条の2の2第1項の規定により点検の対象となるもの
第1種査察対象物	<p>特1種査察対象物以外の次に掲げるもの</p> <p>ア 令第1条の2第3項第1号ハの規定により収容人員が50人以上であって、防火管理者の選任が必要なもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの</p> <p>イ 危険物施設等で、その貯蔵又は取り扱う量が指定数量の10倍以上のもの</p> <p>ウ 令第21条第1項の規定により自動火災報知設備の設置を必要とする規模以上の令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項又は(16の3)項に定める用途に供される防火対象物</p>
第2種査察対象物	<p>特1種及び第1種査察対象物以外の次に掲げる防火対象物のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 令第1条の2第3項の規定により収容人員が30人以上であって防火管理者の選任が必要な防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの</p> <p>イ 危険物施設等で、その貯蔵又は取り扱う量が指定数量の10倍未満のもの</p> <p>ウ 令別表第1(18)項に掲げる防火対象物</p>
第3種査察対象物	特1種、第1種及び第2種査察対象物以外の次に掲げる防火対象物のうち、次に掲げるもの

	<p>ア 令第1条の2第3項の規定に掲げる防火対象物</p> <p>イ 令第10条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる防火対象物</p> <p>ウ 多治見市火災予防条例（昭和48年条例第28号）第47条又は第49条の規定により届出を必要とする施設を有する防火対象物</p> <p>エ 法第9条の3の規定により届出を必要とする物質を有する防火対象物</p>
第4種査察対象物	特1種、第1種、第2種及び第3種査察対象物以外の防火対象物

別記

様式第1号（第10条関係）

立入検査結果通知書

年 月 日

_____様

所 属 名

階級・氏名

⑩

あなたの（所有・管理・占有）する下記検査対象物について、年 月 日に消防法（第4条・第16条の5）に基づき立入検査を行ったところ、

印を付した事項に不備が認められますので、速やかに改善されるよう通知します。

支障がないので通知します。

記

所在地
名 称

町 丁目 番地

検査項目		不備事項	指摘事項
防火管理	防火管理者 (法第8条第1項)	<input type="checkbox"/> 無資格 <input type="checkbox"/> 未選任 <input type="checkbox"/> 未届出 <input type="checkbox"/> その他	
	消防計画 (法第8条第1項)	<input type="checkbox"/> 未作成 <input type="checkbox"/> 未届出 <input type="checkbox"/> 変更内容有 <input type="checkbox"/> その他	
	消防訓練 (法第8条第1項)	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 計画未作成 <input type="checkbox"/> その他	
	統括防火管理者	<input type="checkbox"/> 無資格 <input type="checkbox"/> 未選任 <input type="checkbox"/> 未届出	

	(法第8条の2第1項)	<input type="checkbox"/> その他	
	全体についての消防計画 (法第8条の2第1項)	<input type="checkbox"/> 未作成 <input type="checkbox"/> 未届出 <input type="checkbox"/> 変更内容有 <input type="checkbox"/> その他	
	防火対象物定期点検報告 (法第8条の2の2第1項)	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 未報告 <input type="checkbox"/> 虚偽表示 <input type="checkbox"/> その他 最終報告日(年 月 日)	
	避難施設の管理 (法第8条の2の4)	<input type="checkbox"/> 避難障害有 <input type="checkbox"/> 防火戸等閉鎖障害有 <input type="checkbox"/> 施設不良 <input type="checkbox"/> その他	
	防災物品 (法第8条の3)	<input type="checkbox"/> 防災未使用 <input type="checkbox"/> 防災ラベル未表示 <input type="checkbox"/> その他	
	その他	<input type="checkbox"/>	
消 火 設 備	消火器(令第10条)	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 設置不足 <input type="checkbox"/> 標識無 <input type="checkbox"/> 管理不良 <input type="checkbox"/> その他	
	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備(令第11条、令第19条)	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 表示灯不良 <input type="checkbox"/> 操作障害有 <input type="checkbox"/> 機器不良 <input type="checkbox"/> その他	
	スプリンクラー設備 (令第12条)	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 機器不良 <input type="checkbox"/> 散水障害有 <input type="checkbox"/> その他	
	その他の消火設備 ()	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 機器不良 <input type="checkbox"/> 操作障害有 <input type="checkbox"/> その他	
警 報 設 備	自動火災報知設備 (令第21条)	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 表示灯不良 <input type="checkbox"/> 未警戒有 <input type="checkbox"/> 操作障害有 <input type="checkbox"/> 機器不良 <input type="checkbox"/> 警戒区域図無 <input type="checkbox"/> その他	
	消防機関へ通報する火災報知設備(令第23条)	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 操作障害有 <input type="checkbox"/> 機器不良 <input type="checkbox"/> その他	
	非常警報器具・設備 (令第24条)	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 表示灯不良 <input type="checkbox"/> 操作障害有 <input type="checkbox"/> 機器不良 <input type="checkbox"/> その他	

	その他の警報設備 ()	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 操作障害有 <input type="checkbox"/> 機器不良 <input type="checkbox"/> その他	
避難設備	避難器具 (令第25条)	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 操作障害有 <input type="checkbox"/> 降下障害有 <input type="checkbox"/> 避難空地障害有 <input type="checkbox"/> その他	
	誘導灯・誘導標識 (令第26条)	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 視認障害有 <input type="checkbox"/> 不点灯等 <input type="checkbox"/> 予備電源不足 <input type="checkbox"/> その他	
	その他	<input type="checkbox"/>	
消火活動上必要な施設ほか	連結送水管 (令第29条)	<input type="checkbox"/> 送水口・放水口不良 <input type="checkbox"/> 操作障害有 <input type="checkbox"/> その他	
	有効な開口部の確保 (規第5条の2)	<input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/> その他	
	その他	<input type="checkbox"/>	
その他の消防法令	圧縮アセチレンガス等届出 (法第9条の3)	<input type="checkbox"/> 未届出 <input type="checkbox"/> その他	
	消防用設備等・特殊消防用設備等点検報告 (法第17条の3の3)	<input type="checkbox"/> 未点検 <input type="checkbox"/> 未報告 最終報告日 (年 月 日)	
	その他	<input type="checkbox"/>	

条例関係	火気使用設備・器具 (例第3条～第24条)	<input type="checkbox"/> 位置、構造不良 <input type="checkbox"/> 管理不良 <input type="checkbox"/> 取扱い不良 <input type="checkbox"/> その他	
	少量危険物・指定可燃物 (例第32条～第37条の2)	<input type="checkbox"/> 位置、構造、設備不良 <input type="checkbox"/> 整理整頓不良 <input type="checkbox"/> 消火器未設置 <input type="checkbox"/> 標識掲示板不良 <input type="checkbox"/> その他	
	条例届出(例第47条)	<input type="checkbox"/> 未届出	
	その他	<input type="checkbox"/>	
危険物関係	危険物施設(法第11条、 危令第9条～第19条、 危令第24条～第27条)	<input type="checkbox"/> 無許可 <input type="checkbox"/> 位置、構造、設備不良 <input type="checkbox"/> 貯蔵、取扱い不良 <input type="checkbox"/> 標識掲示板不良 <input type="checkbox"/> その他	
	消火設備 (危令第20条)	<input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 設置不足 <input type="checkbox"/> 機能不良 <input type="checkbox"/> その他	
	定期点検 (法第14条の3の2)	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 記録未保存 <input type="checkbox"/> その他	
	危険物取扱者 (法第13条)	<input type="checkbox"/> 無資格 <input type="checkbox"/> 保安監督者未選任 <input type="checkbox"/> 保安講習未受講 <input type="checkbox"/> 取扱者未立会い <input type="checkbox"/> その他	
	その他	<input type="checkbox"/>	
その他			
立会者		問い合わせ先	
		多治見市 町 丁目 番地 多治見市消防本部 予防警防課・(南・北・笠原)消防署 TEL - 担当()	
備考	(注) <input checked="" type="checkbox"/> 違反指摘事項 <input type="checkbox"/> 無印適合 <input checked="" type="checkbox"/> 改修済 <input checked="" type="checkbox"/> 訂正		
	法令略称 法(消防法) 令(消防法施行令) 規(消防法施行規則) 例(多治見市火災予防条例) 危令(危険物の規制に関する政令)		

様式第2号（第11条関係）

年 月 日

消防署長（予防警防課長）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

㊟

改修（計画）報告書

年 月 日 立入検査により改善指導を受けた事項については、
下記のとおり改修の計画をいたしましたので報告します。

記

不備事項/指摘事項	改修計画内容

備考 不備事項/指摘事項の欄には、立入検査結果通知書により指摘を受けた内容を記載し、
改修計画内容の欄には、不備事項/指摘事項に対する改善内容と履行期限（この報告書
提出の日の翌日から起算して180日を経過する日）を記載すること。

様式第3号（第12条関係）

違反処理移行報告書

年 月 日

消防長

消防署長（予防警防課長）

下記の査察対象物は、違反処理への移行事由に該当するため報告します。

検査対象物	所在地	
	名称	
	用途	
	構造、規模	
関係者	住所（所在地）	
	氏名（名称及び代表者氏名）	
違反の内容		
違反処理移行事由		<input type="checkbox"/> 改修（計画）計画書の未提出 <input type="checkbox"/> 改修（計画）計画書の改善不履行 <input type="checkbox"/> 改修（計画）計画書の内容是正の拒否 <input type="checkbox"/> その他（ ）

第 号
年 月 日

様

消防長（消防署長） 印

資料提出命令書

火災予防のために必要があるため、消防法第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

命令事項

教示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に多治見市消防長に対して審査請求することができる。また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、多治見市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において多治見市を代表する者は多治見市長となる。）。なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、多治見市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

年 月 日

消防長（消防署長）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

資料提出書

年 月 日付け 第 号により資料提出命令された下記の資料
を提出します。

なお、提出した資料は、用済みの後、処分・返還してください。

記

命令事項

第 号
年 月 日

様

消防長（消防署長） 印

資料受領書

年 月 日に提出された下記の資料を受領しました。

記

第 号
年 月 日

様

消防長（消防署長） 印

資料保管書

年 月 日に提出された下記の資料を保管します。

なお、本保管書は、資料を返還する際に必要となりますので、紛失しないようにしてください。

記

第 号
年 月 日

様

消防長（消防署長） 印

報告徴収書

火災予防のために必要があるため、消防法第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記事項を 年 月 日までに文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条第 2 号の規定により処罰されることがある。

記

報告内容

教示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に多治見市消防長に対して審査請求することができる。また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、多治見市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において多治見市を代表する者は多治見市長となる。）。なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、多治見市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。